平成２７年（フ）第３２６号
埼玉県坂戸市末広町12番地（17―502）
破産者　谷口　洋子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７２１号
神奈川県大和市下和田890番地５　サングリアＫ201、旧住所浜松市天竜区二俣町二俣1051番地
破産者　竹内　節子（旧姓松島）
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２９号
横浜市保土ケ谷区川島町1472番地　西原アパート３棟403号
破産者　宮崎ひとみ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３２号
横浜市中区福富町西通51番地２　ＴＳビル５Ｃ号室
破産者　村尾　陸男
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
岐阜市加野３丁目３番37号
破産者　陽産鉄工こと　中條　勝治
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６号
岐阜市加野３丁目３番37号
破産者　中條惠美子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
名古屋市瑞穂区新開町27番15号　堀田団地１棟1002号
破産者　ゴデロソン　グレンダこと　ＧＯＤＥＬＯＳＯＮ　ＧＬＥＮＤＡ　ＴＵＳＣＡＮＯ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８４号
名古屋市西区比良３丁目159番地　比良治荘３号、従前の住所名古屋市名東区大針１丁目322番地の３
破産者　青山　　真
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０４号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心206号
破産者　森　　佳代
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００１号
愛知県常滑市住吉町１丁目70番地　アイストーンハイツ402号
破産者　小島　拓己
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０３号
愛知県春日井市天神町１番地２　ライオンズガーデン勝川602号室
破産者　黒田　絹代
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５０号
京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目16番地18　パレスセリジオＢ棟２号
破産者　大山工業こと　大山　智子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６１号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前８番地４　Ｏ―106
破産者　沢田　京子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４１１号
大阪府寝屋川市御幸東町39―12ドルチェヴィータ萱島305号、開始決定時大阪府箕面市萱野１丁目７番６号（106号）
破産者　戎　　央
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３６号
神戸市北区有馬町1078番地
破産者　一文字弘和
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０４号
神戸市垂水区多聞町868番地の1306
破産者　上田　祥代
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１２号
神戸市灘区大和町３丁目２番22号401、従前の住所神戸市西区井吹台東町１丁目２番地の１　２―604号
破産者　夷　　俊孝
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２５号
広島市佐伯区美鈴が丘西３丁目２番７号
破産者　倉岡　千春
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部